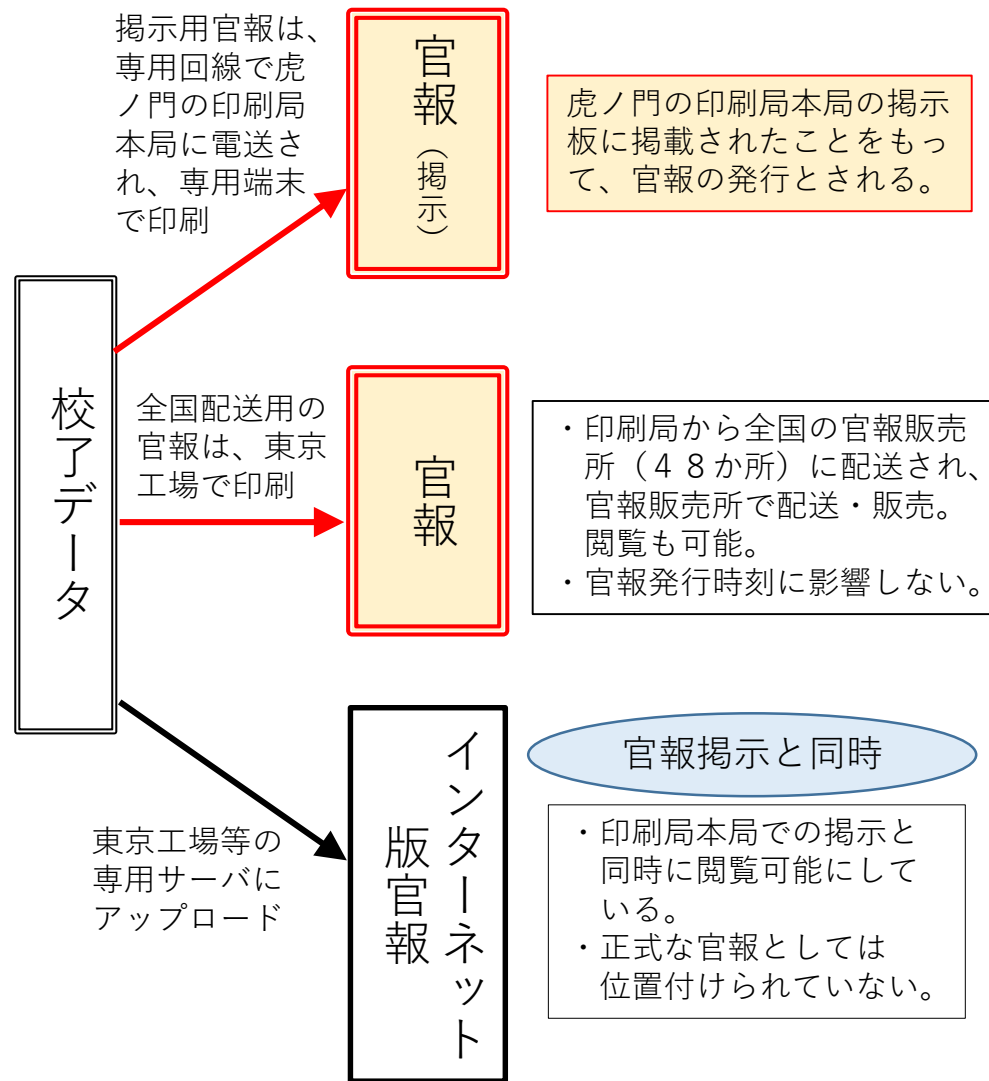
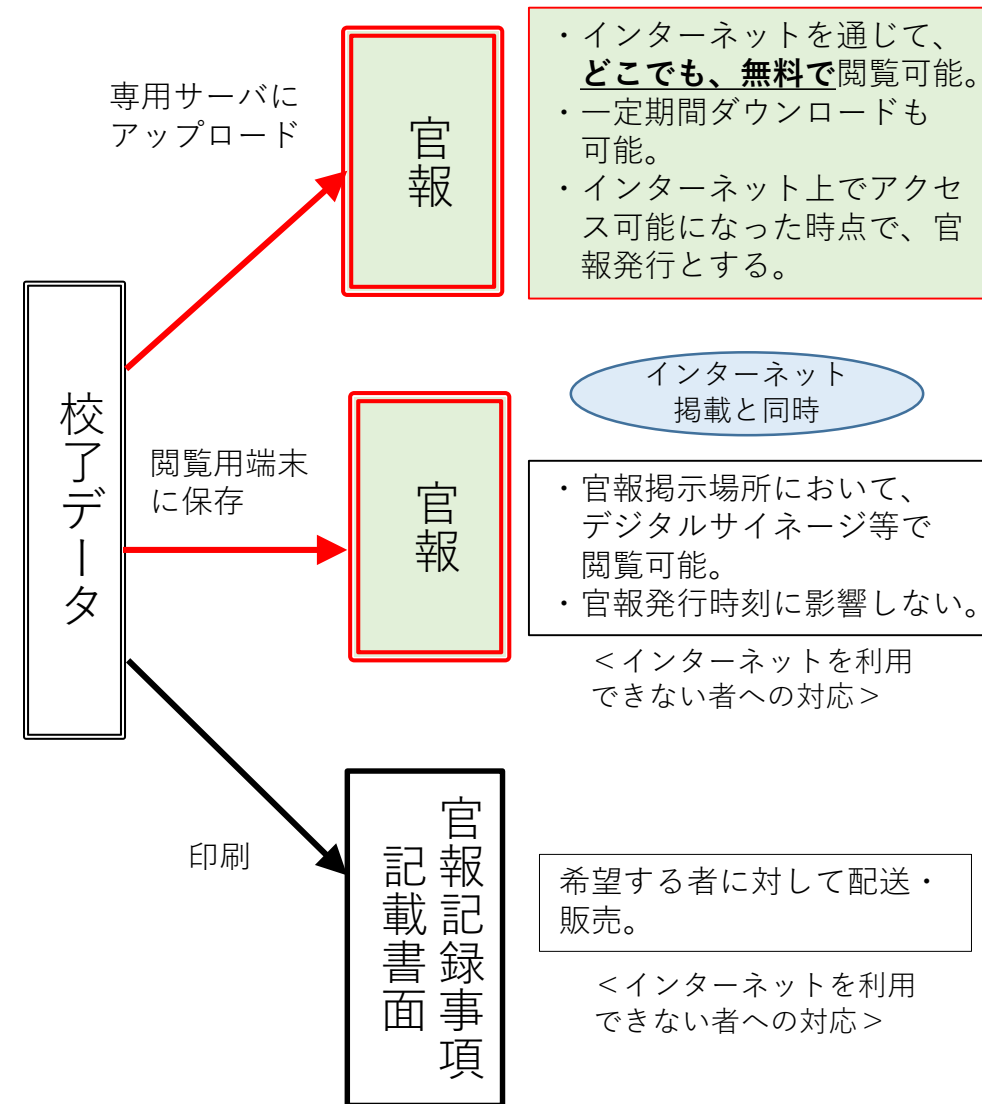


現行の紙官報



電子官報 (案)



通信障害等により電子官報が発行できない場合の代替措置

代替措置：官報掲載事項を記載した書面を官報とし、所定の場所に掲示する。

事前の措置

代替措置に関する事前の定めと周知

- 代替措置の内容、代替措置である書面の掲示予定場所について、**あらかじめ定め、周知**する。

発行不能の場合の措置

代替措置を実施する旨、その内容及び期間等を定め、公表。代替措置の実施。

- 内閣総理大臣が、代替措置を実施する旨、**代替措置の内容（書面掲示場所）、代替措置の期間等を定める**。
- 上記代替措置の内容について、閲覧用端末設置場所への掲示、記者会見、記者貼出等により**公にする**。あわせて、下記の書面官報にも記載。

- **官報掲載事項を記載した書面（官報）を、定めた場所に貼り出す。（代替措置）**

※ 上記代替措置（貼り出し）をもって、**官報の発行が行われたものとみなす**。

- 全国の官報販売所にも書面版官報を配送。

事後的な措置

情報提供のために電磁的記録を作成し、公表。

- 復旧後、直ちに、書面版官報に記載した内容に係る電磁的記録を作成し、インターネットで閲覧可能とする。

※大規模災害など通常の官報の作成等そのものが困難となる**緊急事態**においても、同様の対応を想定。

電子署名及びタイムスタンプの概要

	電子署名	タイムスタンプ
証明する事項	① 本人の意思によって電子署名が付与されたこと（本人性） ② 署名後、電子データが改変されていないこと（非改ざん性）	① ある時刻に電子データが存在していたこと ② それ以降、電子データが改変されていないこと（非改ざん性）
関連規程 (認定制度の根拠)	電子署名及び認証業務に関する法律 (平成12年法律第102号)	時刻認証業務の認定に関する規程 (令和3年総務省告示第146号)
有効期限	5年	10年(延長可能)

◆ PDFで開いたときの画面（署名の緑アイコン ⇒ 改変されていない）

